

諮問事項

(1) 中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成30年4月1日施行）を受けての久留米市制度融資の改正について

- ① 緊急経営支援資金（危機関連枠）の創設について
- ② 融資限度額等の改正について

① 緊急経営支援資金（危機関連枠）の創設について

【概要】

「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」（H30.4.1 施行、以下「改正法」という。）において、リーマンショックや東日本大震災のような全国規模の大規模な経済危機や災害等の事態に際して、通常的一般保証とは別枠で、業種・地域を問わず、予め適用期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネットとして、危機関連保証（保証割合100%）が創設されることとなった。この法改正を踏まえ、久留米市制度融資において、次の対応を行おうとするもの。

ア 緊急経営支援資金（危機関連枠）を創設し、その要件を「危機関連保証の認定（中小企業信用保険法第2条第6項に基づく認定）を受けた方」とする。なお、融資限度額や利率等は、緊急経営支援資金（一般枠）と同じとする。

イ また、アの危機関連保証の認定を受け、以下の市の制度融資を利用する際は、セーフティネット保証の認定時と同じ融資利率（通常利率より▲0.2%）を適用する。

- ・長期事業資金
- ・経営安定資金（小口資金・短期安定資金）
- ・緊急経営資金（一般枠・経済対策特別枠）

【実施時期】

平成30年4月1日

② 融資限度額等の改正について

【概要】

改正法において、小規模事業者への支援強化を目的として、特別小口保険に係る保証の付保限度額については、1,250万円から2,000万円に拡充され、併せて小口零細企業保証についても同様の措置となった。

また、創業チャレンジを促すことを目的として、創業関連保証の付保限度額については1,000万円から2,000万円にそれぞれ拡充されることとなった。

この法改正を踏まえ、久留米市制度融資の対象メニューについて、次の対応を行おうとするもの。

① 融資限度額の引き上げ

単位:万円

制度名		変更前	変更後	引上幅	備考
経営 安定 資金	小口資金	1,250	2,000	750	
	小規模企業者振興資金	1,250	2,000	750	
	短期安定資金	1,000	2,000	1,000	
新規開業資金		750 (1,000)	2,000	1,250 (1,000)	()は特定創業支援事業を受けた場合

② 借入期間の延長

制度名		変更前	変更後	備考
経営 安定 資金	小口資金	5年以内 (6ヵ月以内)	7年以内 (1年以内)	()は据置期間
	小規模企業者振興資金	5年以内 (6ヵ月以内)	7年以内 (1年以内)	

※なお、上記資金(借入額350万円以下)の信用保証料に係る保証料補給の支給額は、現行と同じく、借入期間5年の保証料相当分を上限とする。

【実施時期】

平成30年4月1日

・その他法改正に伴う変更事項について

【概要】

現在、100%保証を行っているセーフティネット保証5号について、この保証を継続するとなると、信用保証への過度な依存が進むことにより、かえって中小企業の経営改善や事業転換等が進まないケースも生じるとの問題意識のもと、改正法において、金融機関がより前面に立って経営改善や事業転換等が促されるようこの保証割合を引き下げる（責任共有制度を適用する）こととなった。

①信用保証割合の変更（責任共有制度の適用）

（現行） 100% → （変更後） 80%

※なお、保証限度額については、現行どおり通常保証枠とは別枠保証を維持

【実施時期】

平成30年4月1日

諮問事項

(2) 緊急経営支援資金(災害復旧枠)の創設について

【概要】

近年、平成24年の北部九州豪雨、平成28年の熊本地震、平成29年の北部九州豪雨など局地的な大規模災害の発生に伴い、中小企業者にも甚大な被害が生じている。

久留米市では、これまでもこのような災害の発生の際には、事業者の復旧を支援するため、臨時的に特別融資枠を設定するなどの対応を行ってきたが、その融資の受付開始には、関係機関との協議など、災害発生から1ヶ月半程度の時間を要している状況があった。

このような状況を踏まえ、被害を受けた中小企業者の復旧を迅速に支援することを目的として、久留米市制度融資に新たなメニューを創設するもの。

資金名	緊急経営支援資金（災害復旧枠）
融資対象	激甚災害指定、局地激甚災害指定、災害救助法適用のいずれかに指定された災害を受けた方で、かつ、市の認定を受けた方
資金用途	復旧に要する設備・運転資金（※既存借入からの借換えは不可）
限度額	1,000万円（緊急経営支援資金の一般枠、経済対策特別枠とは別枠）
利率	0.8%
貸付期間	7年以内（据置1年以内）
保証料率	0%
利子補給	最初の1年間の利子のうち、延滞利子を除く利子額を全額補給

【実施時期】

平成30年4月1日